作成年月日	平成30年	10月 3日
変更年月日	令和 元 年	9月26日
変更年月日	令和 2 年	5月12日
変更年月日	令和 3 年	3月25日
変更年月日	令和 3 年	12月22日
変更年月日	令和 4 年	3月31日
変更年月日	令和 5 年	8月29日
変更年月日	令和 6 年	4月18日
変更年月日	令和 7 年	10月 7日

野辺地町再生可能エネルギー基本計画

令和7年10月

青森県野辺地町

目次

1	展が低業の健生な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 ・・・・・・・・・	2
3	2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び 規模 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な 発展に資する取組に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー 電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価 ・・1)目標 2)目標の達成状況についての評価	4
7	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
((その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(5) 区域外の関係者との連携 6) 基本計画の見直し	_
9	計画図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に よる農山漁村の活性化に関する方針

当町は、青森県の中央東側、下北半島と夏泊半島に挟まれた、むつ湾に沿った湾入域に位置しており、北東を横浜町と六ヶ所村、南東を東北町、西を平内町と接している。総面積は81.68 km で、北を陸奥湾に面し、南に八甲田連峰の山麓を配し、東には緑豊かな丘陵が続いている。全体的に西高東低で、陸奥湾からなだらかな平地が広がっている。総面積の約80%を農用地と森林による一次的利用が占める。

河川は、野辺地川が町の中心部を縦断して北に向かって流れ、枇杷野川、与田川、 二本木川などの支流と合流して陸奥湾に注いでいる。

日射量は5月に最も多く、冬季には降雪の影響で少なくなっている。

風況はNED0風況マップによると馬門地区や向田地区付近で年間平均風速が、 6 m/s ~ 7 m/s と高くなっている。

当町の農業は、春から夏にかけて吹く「やませ」による冷涼な気候で品質良く育っこかぶ、ながいもを中心に生産している。特にこかぶは「野辺地葉つきこかぶ」として商標登録し、ブランド化され、首都圏や関西方面でも販売されている。

しかし、近年の農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっている。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷、農産物輸入の自由化や地域間競争の激化などにより、農業経営は厳しい状況に置かれている。

林業については、近年の木材価格の低迷や山林所有者の高齢化などにより、手入れが不十分な森林が増えている状況にある。

水産業はホタテガイの養殖を主体に、ナマコなども水揚げしている。ぢまきホタテは、「野辺地特産活ぢまきほたて」として商標登録されており、さらに、イトーヨーカ堂プライベートブランド「顔が見えるお魚。」青森陸奥湾野辺地産『殼付活ほたて貝(養殖)』として、全国のイトーヨーカ堂150店舗で販売されている。ナマコは資源量の減少から一時、漁獲量が大幅に落ち込んだが、操業の一部制限や漁場の造成などを実施したことにより、近年は回復基調にある。また、総経営体数は昭和58年以降減少を続けている。

これらの問題への対策として、後継者や若年就業者の育成・確保に努めることや森林資源の保全・整備を図るため、関係団体と連携して、適正な保育・間伐と計画的な伐採に努めること、野辺地ブランド確立のため、地場産品を県内外にPRすること等を実施する予定である。

当町では平成20年度に「野辺地町地域新エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの導入量を当町のエネルギー消費量の30%相当とすることを目標としている。また、令和2年10月26日の臨時国会において政府が「2050年までに温室

効果ガスの排出を全体としてゼロにする」2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に取り組むことになり、町でも地域資源を利用した、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの導入推進に努め、持続可能な低炭素社会を目指して行く。これらとの整合性を保ちながら地域が主体性を持った取り組みを持続できるよう再生可能エネルギーとの共存を図っていくことを基本方針とする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地	区域の所在	地目		7; 1 4 ; / 2 \	/+++ y
区		登記簿	現 況	面積(m²)	備考
A	柴崎牧場 (野辺地町字柴崎 10番 5)	原野	原野	726, 002	草地の面積は 366,000 ㎡
В	野辺地町字向田 75 番 2	原野	山林	43,000	
С	野辺地町字 松ノ木 113 番 11 松ノ木 113 番 12	山林原野	山林原野	179, 399 63, 149	(平成 29 年 10 月より売電 開始)
D	野辺地町字 向田 75 番 150 向田 75 番 640 向田 451 番 1	山 林 原 野 山 林	山 林 原 野 山 林	900 900 4,491	
E	野辺地町字 向田 117番 5 向田 117番 64 向田 117番 65	原 野 原 野 原 野	原 野 山 林 畑	627, 753 900 900	
<u>F</u>	野辺地町字 向田 117番 66 向田 117番 67 向田 117番 68 向田 117番 69 向田 117番 70 向田 117番 71 向田 117番 72 向田 117番 73	原原原原原原原原原	原原原原患農農原野水地野地地地野	579 568 541 603 756.79 1,122.54 1,477.00	面積は環境影響評価準備書 の対象事業実 施区域の範囲

向田 117番 74	原野	原野	546	
向田 117番 75	原野	原野	599	
向田 117番 76	原野	農地	1,317.37	
向田 117番 77	原野	原野、山林	1,047	

3 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規 模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
		最大 7,478 k W	
A	風力発電	(4,300 k W 風車 2 基を出力制御	
		し、2 基合計 7,478 k Wで運用)	
	風力発電		発電設備の規模は
D		最大 30,000 k W	現時点での最大で
В		(2,000~3,450kW級風車10基)	あり今後変更にな
			る可能性がある。
С	太陽光発電		
		13,860 k W	
	風力発電	36, 000 k W	
D		(3,600kWを11基)	
		最大 7,480 k W	
E	風力発電	取入 1,450 k W (4,200 k W 風 車 2 基 を 出 力 制 御	
E	風刀光 电	し、2 基合計 7,480kWで運用)	
		49,990kW	
	風力発電	·	
F		(4,300kW級風車12基を出力制	
		御し、12 基合計 49,990 k Wで運	
		用)	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に 資する取組に関する事項

当町において、地域の農林漁業と協調を保てるよう発電事業者の売電による利益の中から概ね1%程度の資金協力を基金化し、農林漁業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとする。

また、活用事業については毎年度見直しを行うこととし、再生可能エネルギー 地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興策を目指すこととす る。

5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の 発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、事業者が環境影響評価を実施し、町の再生可能エネルギーに関する協議会での評価・検討により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

(3) 農道、林道等の利用

農道、林道等を設備設置工事及びメンテナンス等で利用する場合は、事業者が 具体的な計画を作成し、関係者と十分協議するよう調整する。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農 山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1)目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を導入していくこととする。

A地区における風力発電設備は最大7,478kW(4,300kW風車2基を出力制御し、2基合計7,478kWで運用)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっている。B地区における風力発電設備は最大30,000kW(2,000~3,450級風車を10基)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となる。C地区における太陽光発電設備は13,860kWであり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による太陽光発電設備となっている。D地区における風力発電設備は最大36,000kW(3,600kW×11基)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっている。E地区における風力発電設備は最大7,480kW(4,200kW風車2基を出力制御し、2基合計7,480kWで運用)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっている。F地区における風力発電設備を積計画による風力発電設備をなっている。F地区における風力発電設備は最大49,990k(4,

300kW風車12基を出力制御し、12基合計49,990kWで運用)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっている。 さらに、発電設備の建設については地元企業による初期工事が見込まれる。また、町内に再生可能エネルギー発電設備が建設されることにより、将来的にはメンテナンス会社の設置も見込まれる。

(2) 目標の達成状況についての評価

各事業の達成状況については、野辺地町再生可能エネルギー推進協議会の中で 事業者からの認定設備整備計画の進捗及び結果を報告することとする。

事業者は、町から求めがあった場合には進捗状況等を報告するものとする。

なお、目標年度までに目標が達成されない場合は、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じることとする。

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社等の再生可能エネルギーの導入量に関する情報収集等に努め、関係機関と意見交換を図ることとする。

7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能 エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者が直ちに 発電設備の撤去及び土地の原状を回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されない時の 損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電 事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、当町の広報やホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約等の事項を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、当町の是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況報告の怠慢、当町の是正の指導に従わない場合等、本 計画に違反した場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、野辺地町再生可能エネルギー推進協議会へ参加することとする。

(5) 区域外の関係者との連携

野辺地町、設備整備事業者(再生可能エネルギー発電事業者)、農林漁業団体等の関係者は、当町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととする。

(6) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。

9 計画図(野辺地町管内図に位置を表示)



